

Title	明治初年の東京府刑法：附・明治三年東京府行刑人員表
Sub Title	The criminal law of Tokyo-fu in early Meiji era
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.7 (1958. 7) ,p.62- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580715-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治初年の東京府刑法

附・明治三年東京府行刑人員表

解題

本稿で紹介する資料は、明治元年の末から二年のはじめにかけて、開設早々の東京府で作成された刑法に關する若干の文書と、明治三年における同府の行刑人員表である。前者を假に「東京府刑法」と呼んだ。それは法典として編纂されたものではないが、課刑の基準を示す刑事法的文書と判斷されるからである。明治初年の東京における刑法の状況については、これまでほとんど知られていないので、それらをここに置刻、發表する次第である。

慶應四年（明治元年）五月、彰義隊の亂が終結するや、同月十九日、江戸鎮臺府が設けられ、征東大總督有栖川宮熾仁親王が鎮臺に任ぜられたが、この時、鎮臺府は舊幕府の行政機關を完全に接收し、從來の町奉行、寺社奉行および勘定奉行の三奉行を廢して、あらたに市政裁判所、寺社裁判所（後ちに社寺裁判所）、民政裁判所を

手塚 豊

置いたのである。この中、南北に分かれて設けられた市政裁判所は、從來の南北町奉行所の事務を承繼した機關で、東京府の開設に至るまで、江戸の司法行政機關であつた。⁽¹⁾

同年七月十七日、東京奠都にともない、江戸鎮臺府は廢され、八月八日、駿河以東十三ヶ國を管する鎮將府が設けられた。それと同時に、市政裁判所も廢止となり、東京府が置かれ、鎮臺輔であつた烏丸光徳が初代の知府事に任ぜられた。しかし、府廳開設準備中は、それまでの市政裁判所がそのまま殘置されていた。東京府が名實共に開廳したのは、九月二日である。⁽²⁾

市政裁判所および發足當時の東京府で行われた刑事裁判では、町奉行所時代と同じく幕府の御定書がそのまま用いられていたと思われるが、次のような文書が存在していることからみると、追放刑を廢止して徒刑制を採用することについては、すでに早く府廳開設直後の頃、その構想が具體化していたようである。⁽³⁾

放刑を徒刑ニ換候等階之儀ニ付伺

放刑之もの行先おゐて又候惡事故候族も有之苦難何程か無量之事共ニ付右刑ニ可處ものを徒刑ニ換輕重照應合考仕候處左之通

放刑等階

所拂

百日手鎖

江戸拂

徒一年 月數ニシテ
十二ヶ月

江戸拾里四方追放

徒一年半 月數ニシテ
十八ヶ月

輕追放

徒二年 同
二十四ヶ月

中追放

徒二年半 同
三十ヶ月

重追放

徒三年 同
三十六ヶ月

凡右之通取極何れも人足寄場江差遣し置新田開發其外夫役ニ遣方等爲致置右駄徒刑ニ換候得は一時之心勞ニて赦之年限は減故果江立歸り並々之交も出來可申哉ニ奉存候(以下略)

戊辰十一月

下村彌助

安達禮輔

中野勝藏

從 朝廷刑典被 仰出候迄ハ

書面之通可相心得事

當時、刑事裁判は市政局斷獄方の擔當であつたから、この文書は、斷獄方の役人と府當局者との間で取りかわされた伺、指令と思われ。從來、とかく問題の多かつた追放刑を廢止し、一年以上三年まで五等の徒刑を以てそれに代える構想は、すでに新政府部内で編纂されていた假刑律にみられるところであるから、それが何等かの影

明治初年の東京府刑法

響をあたえたのかも知れない。しかし、このような措置が行われんとしたのとほとんど時を同じくして、新政府は刑事に關する二つの指令を發したのである。十月晦日の行政官布達および十一月十三日の達がそれである。これらの指令は、明治刑法史において、いま改めていうまでもなく、とくに著名なものであるが、後掲の資料文書を理解する便宜上、煩をいとわず、まず行政官布達を引用すれば次の通りである。

行政官布達 元年十月晦日

王政復古凡百之事追々御改正ニ相成就中刑律ハ兆民生死之所係速ニ御釐正可被爲在之處春來兵馬倥傯國事多端未タ釐正ニ暇アラス依之新律御布令迄ハ故幕府へ御委任之刑律ニ依リ其中磔ハ君父ヲ弑スル大逆ニ限リ其他重罪及焚刑ハ梟首ニ換へ追放所拂ハ徒刑ニ換へ流刑ハ蝦夷地ニ限リ且盜竊百兩以下罪不至死候様略御決定ニ相成候尤死刑ハ勅裁ヲ經條條府藩縣共刑法官へ可伺出且總テ粗忽之刑罪有之間數事

一 流刑ハ蝦夷地ニ限リ候得共彼地御制度相立候迄ハ先舊ニ仍リ取計畫可申事

一 徒刑ハ土地ノ便宜ニヨリ各制ヲ可立事ニ付府藩縣共其見込ニ從ヒ當分取計畫可申追々御布令可被爲在事

右之通被仰出候條御旨趣堅相守猶不決之願有之候ハ、刑法官へ可伺出候事

この布達の日附は、「法規分類大全」では右の引用のごとく「十月晦日」であるが、東京都政史料館藏「府治類纂」では「十一月」、同じく「法令類纂」では「十月廿九日」となっている。その日附は

いづれにもせよ、東京府がそれを受領したのは、十一月になつてからであらう。⁽⁸⁾

この布達を受けた東京府では、主として斷獄方において評議が行われ、布達の趣旨をくんで御定書の修正を行い、府當局に上申された。資料Ⅰはその文書である。前に掲げた「放刑を徒刑ニ換候云々」の伺、指令で、徒刑の採用はすでに決定していたが、その刑期は、この修正でさらに四年の一種を増加したようである。この上申の結果、府當局者は斷獄方に對して、より詳しい且つ廣範圍にわたる御定書の修正を命じたようであり、かくしてまとめられたと思われる文書が、東京府の名で刑法官に差し出された。資料Ⅱはその文書である。⁽¹⁰⁾

この伺に對して刑法官がどのような回答をしたかは、徴すべき資料を缺く。しかし、明治二年五月、資料Ⅱと類似する御定書修正書を作成して刑法官に伺い出た神奈川縣の場合、刑法官は直に許諾をあたえたことから推測すると、東京府の場合にも大體異議なく承認されたものとみてよからう。

次に、前掲行政官布達にひきつづき、指令された新政府の達は次の通りである。

達 元年十一月十三日

新律御治定迄別紙四刑各三等ヲ以テ假ニ輕重ヲ配當致シ當節左之通處置イタシ候事

火附、強盜人ヲ殺ス者

強盜、百兩以上竊盜、強姦

竊盜五十兩以上

梟首

刎首

徒罪

同 二十兩以上
同 一兩以上

同 一兩以下

欲盜未得盜者亦同

其餘之犯罪右ニ可準知事

一 死罪之儀ハ經奏裁候而可刑事

一 於盜賊ハ流罪除之

但梟刑之内姑モ難聞事情有之者ハ其府ニ於テ即決追テ奏聞之事

一 火刑ハ永廢止之事

一 殺君父ノ大逆罪ハ臨期勅裁之上可處磔刑事

其他磔罪廢止之

一 絞首ハ至秋季一時ニ刑之自然御大禮等ニテ赦令有之候ハ、可被免之事

一 官人並諸藩士等之刑科ハ^{梟首}流禁錮^{已下輕之}

死 梟首 刎首 絞首

流 七年 五年 三年

徒 二年 一年半 一年

答 百 五十 二十

この達は、先きの行政官布達を一層具體化したものである。これにもとづき東京府では、さらに御定書の部分的修正を行つたようである。資料Ⅱはそうした措置を示す文書である。これは、斷獄方⁽¹³⁾の役人より府當局に提出されたものであらう。この伺の成否についてもみるべき資料を缺くが、おそらく刑法官の許諾をえて、その内容が實施されたものと思われる。とすれば、それ以來、資料Ⅱの文書

にあらわれている徒刑の種類は變更され、またあらたに從來の敲、重敲に代つて二十、五十、百の笞刑が新設されたものといえる。

このような資料Ⅰ―Ⅲから知りうることは、東京府が、前掲の行政官布達および達^{（1）}に對して、きわめて鋭敏な反應を示したという事實である。成立後早々で、十分な政治力を有しなかつた明治政府のこととして、その指令はかならずしも全國の府、縣、藩によつて直に支持されたわけではなかつたが、さすがにひざもとの直轄領である東京においては、十分に遵守されたものといつていい。

原則としては御定書がそのまま通用することをみとめ、ただ刑の種類その他の點で若干の寛刑方針を採つた新政府の刑事行刑政策は、このように東京府において、ほとんど指令通り實施されたが、こうした事情を物語る別の資料として、附録に、明治三年の行刑人員表を掲げた。刑名別だけの人員表であるから、刑事統計としては不完全なものであるが、それでも追放刑を廢して徒刑を一般的に採用している狀況、あるいは僧侶、盲人、非人に對する特別な措置および過怠牢舎、手鎖、押込などの輕い刑罰が、幕府法そのままに行われている狀況等は、はつきりと知ることができる。

このような東京府の刑法的措置は、新律綱領（三年十二月頒布）が施行されるまでつづいた筈であるが、その終末の正確な月日は明らかでない。おそらく四年のはじめ頃であつたろう。

因みに、明治元年末頃の刑事裁判で、東京府が所管したのは、一般庶人、足輕や中間のごとき身分の低い帶刀人および無宿の帶刀浪人（維新戰爭に關する犯罪をのぞく）^{（2）}等であり、侍分以上の帶刀人は、原則として刑法官の所管であつた。

明治初年の東京府刑法

（1）市政裁判所については「市政裁判所始末」（東京都史紀要第二）に詳しい。

（2）前掲書・七九頁。「東京府史」行政篇第一卷・四四四頁。

（3）「府治類纂」（東京都政史料館藏）第九冊。

（4）下村は舊北町奉行所の與力（前掲裁判所始末・二五頁）、中野は同じく年寄同心（前掲書・八二頁）であつた。舊奉行所の下級役人はほとんどそのまま市政裁判所および東京府に引繼がれていたから、彼等は斷獄方の職員として在職したのであろう。安達については、知るところがない。因みに、十一月現在、府の幹部職員は、「官員錄」（辰十一月）によると、知府事鳥丸光徳、判府事江藤新平、北島秀朝、權判府事鯨島誠藏だけであるが、内閣文庫藏「東京府史料」第三十六冊（官員履歷）によると、そのほか權判府事として山口範藏があり、また同史料第二十三冊（府治）によると、京都府判府事青山貞も現職のまま十一月二十日から東京府に在勤していたようである。なお、鳥丸は十一月七日に退職した。後任として大木喬任が知府事に任ぜられたのは、前掲史料第三十六冊によると「十一月八日」であるが、大木の他の官歴書の多くは「十二月四日」となっている（「百官履歷」上・八五頁、「顯要職務補任錄」上・四六〇頁、「元老院勅奏判任官履歷書」二枚目等）。

（5）假刑律は、元年一月に設けられた刑法事務科において編纂が開始され、同年十一月刑法官においてほぼ完成をみたようである（拙稿「假刑律の一考察」・「明治初期刑法史の研究」所收・一二—一六頁参照）。本文で述べた五等の徒刑は、假刑律原案

の制度であり、完成案では一年、一年半、二年の三等に修正されている（「法規分類大全」刑法門（一）・刑律（一）・五六頁）。十一月十三日の達にみられる徒刑の種類は、この完成案によつたものである。

(6) 前掲分類大全・刑法門（一）・刑法總・二頁。

(7) 前掲府治類纂・第九冊、「法令類纂」・卷二十二。

(8) 本文に引用した「放刑を徒刑ニ換候云々」の伺、指令は、内容的に行政官布達と無關係であり、しかもその日附は「十一月」である。もしも、布達の正しい日附が「十月廿九日」あるいは「十月晦日」であり、即時に東京府が受領したとすると、前記伺、指令の「十一月」の日附は理解しがたい。しかし、布達の受領を十一月とすると、その點の説明はつく。すなわち、同じ十一月でも、布達の受領に先立ち、伺、指令が行われたものと考えられるからである。布達の日附が「十一月」である場合にも同様の事情が考えられる。

(9) (10) 前掲府治類纂・第九冊。

(11) 拙稿「明治初年の神奈川縣刑法」・前掲拙著・一九四頁以下参照。

(12) 註(9)(10)に同じ。

(13) 青山小三郎は註(4)で述べた青山貞と同一人であるが、小嶋時之助の職名は不明である。共に斷獄方の係りであつたと思われる。

(14) 明治三年十二月に頒布された新律綱領の施行が、各地においてかなりまちまちであつた事實を思えば（拙稿「新律綱領の

施行に關する一考察」・前掲拙著・五三頁以下参照）、元年の指令がどの程度の實効性を有したかは、大體推定できるであろう。

(15) 前掲府治類纂・第十冊。明治元年および二年の統計はみあたらない。

なお、辻敬助氏の「明治監獄年譜（一）」に所載する「小傳馬町囚獄行刑一班」（行刑第五十卷四號・二三頁以下）の明治三年の部の人數と比較するに、刑の分類方法が異なることとて、人數の異同を確めるのは困難であるが、かなり違ふようである。

(16) 資料Ⅱにあらわれている内容が、そのまま最後まで變化なくつづいたわけではない。例えば二年七月八日、東京府伺、刑法官回答を以て「主人ニ爲手負候者、古主ヲ殺ス者」が「晒の上礮」から「梟首」に變更され、また晒、引廻がすべて廢止されたときは修正の一例である。また、同年八月五日刑部省届を以て礮罪を礮、梟首を梟示、刎首を斬罪、徒刑を徒刑、答刑を答罪とそれぞれ改名したが、これもまた東京府の踏襲するところであつた（附録の刑名を参照）（以上の伺、回答、届は、前掲分類大全・刑法門（一）・刑律（一）・一七頁）。さらに附録にみえる刑名の中には杖罪、收贖金、庶人ニ下シ等、資料Ⅱにもそして幕府法にも存在しない刑名がある。これらも其の後の刑名新設の結果と思われるが、その時期、採用の事情等、詳細はわからない。

(17) 元年十一月廿五日東京府聽訟方伺、同日刑法官回答（前掲府治類纂・第九冊）。

資料前註

(1) 變體假名は努めて普通の假名に改めた。

(2) 字句の配置は、印刷の便を考え、かならずしも原文のままではない。

(3) (朱書)の部分、時にゴチックの部分は原文の朱書を示す。

(4) [] は原文の抹消を示す。

〔資料I〕

(朱書)
戊辰十一月調役並斷獄方より伺

今般刑典之儀ニ付被仰出候御旨趣を以故幕府御委任之刑律江掛紙仕候

一 右ニ付是迄犯罪隠刑ニ被處候もの梟首ニ被換候ニ付ては金子を添捨子を貰其子を捨候者之儀舊律ニは引廻之上獄門ニて右は殺候もの同等ニ相成釣合不宜且密夫いたし實之夫ニ班付候もの之儀も是又殺候ものと同罪ニ被行輕重之區別無之様相成候得共嚴酷之御處置を被宥候ため磔罪を梟首ニ被換候寛大之御旨趣ニ付御盡正之新律御布令被爲在候迄は其儘被差置候方と奉存候得共照應ニ取釣合不宜分私心付候廉々別冊ニ書拔朱書を加へ奉伺候

一 追放所拂は徒刑ニ被換候ニ付ては是まで所拂東京拂同拾里四方追放輕追放中追放重追放之刑銘を被仰渡候處一般に徒刑と而已被仰渡候ては犯罪之輕重等階無之相聞候ニ付年限之多寡以何年徒刑申付ル旨可被仰渡哉依之左之通

(朱書)
申渡

明治初年の東京府刑法

(朱書)
名

(朱書)
其方議云々不届ニ付何年徒刑申付ル

(朱書)
但人足寄場江差遣ス

一 徒刑は土地之便宜ニ寄各制を可立事ニ付府藩縣は其見込ニ從ひ當分取計置可申旨被仰出候ニ付東京おゐてハ佃島脇人足寄場江是迄放刑之者又は無宿もの等差遣し徒隸之業爲致來候ニ付右江遣候得は新規御取建ニも不及便利宜御座候間一般ニ同所江被遣候方可然哉ニ奉存候

一 徒刑二年半より四年までのものは迄之刑銘輕中重之追放ニ引當り候者ニ付田畑家屋敷家財等缺所相成候得共徒刑之年限相立免し遣舊里江立戻り候節田畑家屋敷家財缺所相成候ては徒刑年限中伏罪謹慎罷在候而も期限過去候得は無宿相成候ニ付自然逃去候もの出來罪を重候もの多く其上無辜之妻子等迄營之方ニ差支離散いたし道路ニイ候は詰り無宿もの殖候理合憫恤之到ニ付以來利欲ニ拘り候犯罪並年貢未進等有之もの外は田畑家屋敷家財缺所は被爲止候方ニも可有御座哉ニ奉存候

一 徒刑年限は月數を以算へ充滿之上差免候儀ニ取極置可申候哉所拂を徒刑ニ被換處右刑之儀は居町相構候儀ニ而轉宅仕候迄ニ有之候處徒刑十二ヶ月之苦辛ニ被換候様ニ而は其身ハ勿論跡妻子營方ニも及し候情實何程か難澁相増候儀ニ可有之是迄右刑百日手鎖ニ換行來候儀も御座候間此刑申上候通手鎖ニ被換候得は東京拂徒一年其餘順々手限相減候儀ニ而聊御仁恤之筋ニ付奉伺候

一 盜竊百兩以下罪不至死候様略御決定ニ相成候右はメ無之處より這入候者之金高ニ可有御座左候得はメり等を固辭明土藏打破り入

ル類は舊律之通り金高之論ニ不拘死刑ニ可處候儀と奉存候
一 死刑は勅裁を経候條府藩縣共刑法官江可伺出旨被仰出候ニ付而
は此程中遠嶋刑ニ可被處もの御伺書六冊差上置申候右は御手限者
と奉存候間御下ケ可被下候

右評議仕取調候拔書之通御座候可相成御儀ニ御座候へ、御堅慮御
書入御座候得ハ刑法官江之御伺書取調向可申上候依之舊刑律江掛紙
仕候分壹冊並心付候廉々書拔壹冊相添此段奉伺候以上

戊辰十一月

下村彌助

安達禮輔

中野勝藏

一 關所難通類山越いたし候もの内但書男ニ

被誘引山越いたし候女

徒刑

徒刑

一 忍通候者之但書女

一 諸商物代金受

取其品不相渡

金子ハ 拾兩より以上雜物ハ
代金ニ積 拾兩位より以上ハ

死罪

外江二重賣致

し又は取次可

遺品質ニ置並

賣拂或は金銀

横取致候者

金子ハ 拾兩より以下雜物ハ
代金ニ積 拾兩より以下ハ

入墨敲

但先入牢申付代金又は商物にて成とも相濟ニおいてハ

拾百

兩以上ハ江戸拂 拾兩以下ハ所拂

一 手元ニ有之品
を興風取逃い
たし候もの

金子ハ 拾兩より以上雜物ハ
代金ニ積 拾兩位より以上ハ

死罪

一 手元ニ有之品
を興風取逃い
たし候もの

金子ハ 拾兩より以下雜物ハ
代金ニ積 拾兩位より以下ハ

入墨敲

但先入牢申付取逃之品價候ニおいてハ 拾兩以上以下とも

主人願之通助命申付江戸ニ不罷在候様可申渡事

一 使ニ爲持遺し
候品取逃いた
し候もの

金子ハ 拾兩より以上雜物ハ
代金ニ積 拾兩位より以上ハ

死罪

金子ハ 拾兩以下雜物ハ
代金ニ積 拾兩位より以下ハ

入墨敲

但先入牢申付取逃之品價ニおいてハ 拾兩以上以下共主人
願之通助命申付江戸ニ不罷在候様可申渡候事

一 金子を添捨子を貰其子を捨候もの

引廻之上

の

引廻之上

一 密夫いたし實之夫に疵付候もの

引廻之上

引廻之上

死罪

一 街事之品對公儀候事か又ハ兼て巧候事か或ハ人を誘引申合候もの

贓物金 壹兩以上ハ
死罪

但當座之かたりハ手元ニ有之品を盜取候もの御仕置同前

一 廻場之内にて 金子は 壹兩以上雜物ハ 引廻之上
金銀又は雜物 代金ニ積 壹兩位より以上ハ 死罪
等を拾ひ隠し 金子ハ 壹兩以下雜物ハ 入墨敲
居候番人 代金ニ積 壹兩位より以下ハ 拾

一 主人重キ惡事有之由偽を申掛ケ親人ニ出候もの

磔

(朱書) 是は君親を殺スルニ當リ候罪狀ニ付舊律之通りニて可然哉

一 主人ニ爲手負候もの

晒之上
磔

(朱書) 是は君江手向候犯狀ニ付舊律之通ニて可然哉

一 古主を殺候もの

晒之上
磔

(朱書) 是は舊律之通ニて可然哉

一 同爲手負候もの

引廻之上
磔

(朱書) 右同斷

一 親江爲手負候もの並打擲いたし候者

磔

明治初年の東京府刑法

(朱書) 是は親江手向候ニ付舊律之通ニて可然哉
右之通り

〔資料Ⅱ〕

(朱書) 戊辰十一月 刑法官江差出

今般磔刑は君父を弑する大逆ニ限其他重罪及焚刑其外換刑等之儀被仰出候ニ付故幕府江御委任之刑律ケ條之内右江必當之分書拔朱粹致し刑名書改且其餘之刑典は新律御布令迄右御委任之刑律ニ仍而可行旨之御儀ニは候得共前書換刑ニ照應爲鈞合候限と並徒刑年限等別紙を以相伺申候以上

戊辰十一月

東京府

刑法官

舊刑律之内換刑ケ條

度々箱訴いたし手鎖ニ

成候處差免候以後又候

訴狀入候もの

裁許不請もの

一 裏判並差紙不受もの

一 裁許相濟候儀を内證ニ而不用破

候者

一 關所難通類山越等いたし候者

町在共ニ

江戸拂
徒刑

中追放
徒刑

所拂
徒刑

中追放
徒刑

於其所
徒刑

鼻首

磔

一案内いたし候もの

於其所

同忍通り候もの

梟首
重や追放
徒刑

口留番所を女を連忍ひ通り候もの

中追放
徒刑

隠鐵炮致所持候者

江戸拾里四方並
御留場外關八州

中追放
徒刑

關八州之外

所拂
徒刑

隠鐵炮打候もの

右同斷

人別帳ニも不加他之者を

當人並差置候もの
共ニ

所拂
徒刑

差置候者

公事諸願其外請負等ニ付而賄賂
差出候者並取持いたし候もの

輕追放
徒刑

地頭江對し強訴其上徒黨致し逃
散之百姓御仕置之事

名主
重キ追放
徒刑

一 隠地いたし候もの

組頭
田畑取上
所拂
徒刑
中追放

御朱印地神社領屋敷共讓渡質に
入候寺社

江戸拾里四方

追放
徒刑

質入主
徒刑

田畑屋敷二重ニ質入いたし候者

名主
中追放
徒刑

輕追放
徒刑

加判人
所拂
徒刑

但二重書入も同斷田畑屋敷建家等ハ初之金主江相渡後之金

主江は家財取上可相渡尤名主加判人馴合禮金取候ハ、中追

放刑後之金主乍存質地書入等證文候ニ於ハ江戸拾里四方

追放
徒刑

諸商物中略

云々

横取いたし候者

但先入牢申付代金又ハ商物ニ而成とも相渡候ニおゐてハ

拾兩以上江戸拂拾兩以下ハ所拂
徒刑

遭難風打荷いたし候殘荷物を盜
取候船頭と馴合候百姓之内重立

重追放
徒刑

持運ひ世話致し配分取候者

奉公人病氣ニ付宿江下ケ候處致

快氣候得共不相歸外江奉公出候

給金不相濟候ハ、
請人

ニおめては

取逃之儀乍存奉公人計隠置候請
人入主

自分之名を替奉公人之請に立候
もの

人之仕業と相見候寄子之變死を
不存分にいたし候もの

寄子致欠落參候儀へ存候得共盜
人と不存宿いたし雜物質置主に
成世話致し遺配分へ不取もの
寄子之内欠落及七度不尋出請人

組合人宿ニは無之好身之者ニ付
人主印形ハ有合之判を用自分請
ニ立出し置候奉公人致欠落候處
主人方江は不相歸又候請ニ立外
江奉公ニ出候ニおめては

金子を添捨子を貰其子を捨候もの

但切殺ノ殺候におめては引廻之上際

明治初年の東京府刑法

關所

奉公人

同罪

江戸拾里四方

追放

徒刑

江戸拾里四方

追放

徒刑

所拂

徒刑

江戸拾里四方

追放

徒刑

江戸拂

徒刑

給金不相濟候ハ、
請人

關所

江戸拂

徒刑

奉公人

同罪

云々

捨子有之を内證ニ而隣町等江又
候捨候儀顯におめては

當人

名主

江戸拂

徒刑

所拂

徒刑

中追放

徒刑

引廻之上

鼻首

夫有之女得心無之ニ押而不義いたし候者

云々

但大勢ニ而不儀いたし候ハ、頭取獄門同類

重キ追放
徒刑

離別狀不遣後妻を呼候もの

中追放

徒刑

但利欲之筋を以之儀に候ハ、家財取上

江戸拂

徒刑

主人之娘と密通いたし候もの

中追放

徒刑

主人之娘江密通之手引いたし候
もの

所拂

徒刑

女得心無之に押而不義いたし候
もの

重キ追放
徒刑

一 他之家來又ハ町人等下女と密通いたし忍び入候もの

男は
江戸拂 徒刑

一 夫有之女と密通致し候男ニ被頼女を貰掛候もの

男
所拂 徒刑

一 夫有之女艶書は度々替候得共密會不致儀無紛ニおいては

男女とも
中追放 徒刑

一 縁談極候娘と不義いたし候男

輕追放 徒刑

一 三鳥派類之法を勸候もの

云々

一 但勸メ候もの俗人ニ候ハ、其子共可致改宗旨申におゐては

所拂 妻は無賴
徒刑

一 同傳法を請其上勸メ候もの之宿致候者

云々

一 但改宗可致旨申ニおいてハ

重追放 徒刑

一 同傳法を請候内勸メ候もの之住所等世話いたし候もの

云々

一 但改宗可致旨申ニ於ては田畑取上

所拂 徒刑

一 同勸メ候ものを村方ニ差置候名主組頭

云々

一 但傳法を請改宗可致旨申候共名主ハ

輕追放 組頭ハ田畑
徒刑

取上 所拂
徒刑

一 新規之神事佛事いたし候もの

出家社人ニ候ハ、其品重きハ
所拂 徒刑

一 奇怪異説申觸し人集いたし候ニ於てハ

人集いたし候宿
江戸拂 徒刑

發起いたし申觸候頭取
右同斷 徒刑

同世話いたし候もの
所拂 徒刑

一 取退無盡闇振せわやき

家財取上
江戸拂 徒刑

一 仲ケ間之もの江金子合力之爲と申博奕を催し合力金之内證にて自分も配分取候もの

云々

一 但博奕催し候世話ハ不致候得共合力金貰候もの

中追放 徒刑

一 廻り簡にて博奕打候もの

但三度以上廻り簡いたし候もの

中追放 徒刑

一 手元ニ有之品を與風盜取候類

金子ハ拾兩より以上雜物ハ代金ニ積拾兩位より以上

死罪

一 金子ハ拾兩以下雜物ハ

代金ニ積拾兩位より以下ハ

入墨敲

一 惡黨者と乍存宿いたし又ハ五七

日宛逗留爲仕候者

一 家藏江忍入候盗人ニ被頼盗物持

運配分取候もの

但配分不取候ハ、敲之上

所拂
徒刑

一 御林之竹木申合盜伐いたし候もの

頭取

重追放
徒刑

頭ニ準し候もの

中追放
徒刑

一 輕キ盗人之宿いたし候もの

所拂
徒刑

一 盜物とは不存候得共出所不相糺

質ニ置遣候もの

但武家之家來ニ候ハ、

江戸拂
徒刑

一 盜物と乍存下直ニ買取候もの

所拂
徒刑

一 紛失もの町觸之節隱置候もの

家財取上

江戸拂
徒刑

一 勾引候ものと馴合賣遣分ヶ前取

候者

重キ追放
徒刑

一 謀書と乍存頼ニ任セ認遣候もの

重キ追放
徒刑

明治初年の東京府刑法

一 遺恨を以人之惡事等爲之儀を認
張札又ハ捨文いたし候もの

死罪ニ可及程之儀を
認候ニおいてハ
中追放
徒刑

一 巧を以人を打擲致し同類之内よ
り取扱物ねたり取候もの

但同類ハ

中追放
徒刑

一 惣て催促ニ逢或ハ預ヶ者等届來
候人ハ疵付又ハ打擲いたし候もの

中追放
徒刑

一 願不請儀を叶候駄ニ申或會所建
掛札等出し候もの

家財取上

所拂
徒刑

一 賣人買人を拵似セもの商候もの

入墨之上

中追放
徒刑

一 御褒美可取巧ニて偽之訴人いた
し候者

敲之上

中追放
徒刑

一 人を殺候旨申掛いたし候もの

一通り之申掛ニ候ハ

重キ追放
徒刑

一 似せ金銀拵候もの

引廻之上

磔
梟首

一 似セ秤拵候もの

但掛目違無之ニおゐてハ

中追放
徒刑

似セ拵拵候もの

但入目違無之に於ハ

中追放
徒刑

云々

似セ朱墨拵候もの

家財取上

所拂
徒刑

火を附候もの

火罪
梟首

人ニ被頼火を附候もの

但頼候もの

火罪
梟首

云々

物取ニテ火を附候もの引廻之儀

五ヶ所略之

右之分引廻通候節人數不依多少科書之拾札建置可申候尤火を附候所居所町中引廻し

火罪
梟首
可申付事

物取ニテ無之火附不及拾札火を附候所居所町中引廻之上

火罪
梟首

罪
可申付事

主人之親類江切かゝり打かゝり候もの

云々

但當座之儀ニ候ハ、遠嶋品ニより

重や追放
徒刑

師匠を殺候もの

磔
梟首

人殺ニ手傳いたし候もの

云々

但兼て人を殺へき旨申合候儀も無之同輩之者鬭諍難見捨致助力候もの

中追放
徒刑

人殺ニ手傳ハ不致候得共荷擔いたし候もの

中追放
徒刑

車を引掛怪我爲致候もの

云々

但人ニ不當方を引候ものは

中追放
徒刑

牛馬を牽掛怪我致させ候もの

中追放
徒刑

口論之上人ニ疵付片輪ニいたし候者

中追放
徒刑

伴人ニ被殺候を任扱内證ニテ事濟候親

所拂
徒刑

邪曲を以て人殺を取扱之者有之内證ニテ事濟殺候ものを爲立退候儀迄存不訴出ニおゐてハ

名主
中追放
徒刑
組頭
所拂
徒刑

家焼失之時親焼死候を捨置遁出候者

云々

但兄弟伯父伯母を燒殺候ニおゐてハ中追放

名主

親被殺候死骸見届候得共物入等を厭ひ村役人等相談之上不訴出押隠し候儀顯におゐてハ

輕追放
徒刑
組頭
所拂
徒刑

一 相手理不盡之仕方にて不得止事切殺候ニおゐては

相手方親類名主等被殺候もの平日不法者にて申分無之下手人御免申出無紛候ハ、

中追放 徒刑

一 怪我にて興風疵付ケ其疵にて相手死候もの

吟味之上あやまちニ無紛並怪我人之親類存念相尋候上

中追放 徒刑

一 御城内にて口論之上拾人以上敵合つかミ合候もの

双方當人 重キ追放 徒刑

同荷擔いたし候者 敵之上 江戸拂 徒刑

一 あはれ候て町所をさわかし候もの

敵之上 所拂 徒刑

但所々にてあはれ候ニおいては敵之上

中追放 徒刑

一 遺恨等を以拾人以上結徒黨狼藉之上人を殺候ニおゐてハ

云々

但人ニ疵付候ニおゐてハ頭取死罪尤人殺疵付共ニ荷擔人

中追放 徒刑

一 同狼藉いたし諸道具等損さし候におゐてハ

頭取

重キ追放 徒刑

但荷擔人 所拂 徒刑

明治初年の東京府刑法

一 酒狂にて人ニ爲手負候者疵之不依多少

武家之家來 江戸拂 徒刑

一 酒狂にて人を打擲いたし候者

療治代難差出者ハ諸道具取上打擲ニ逢候もの諸道具も無之償不成身上之者ハ

所拂 徒刑

一 酒狂にて諸道具を損さし候もの

損失之道具償可申付償不成身上之者は(ま)

所拂

科人欠落尋ケ條

一 事を巧人を殺候もの又は闘打或ハ人家江忍入人を殺欠落いたし候ハ、先近キ親類之内壹人入牢可申付尋之儀三ヶ月不尋出候ハ、猶又百日限尋申付不尋出ニおゐてハ尋申付候者之内にて近キ續之もの 中追放 残るもの云々 徒刑

徒刑

但欠落之もの親類有之候得共子方之者ニ候ハ、右之内先壹人入牢申付欠落もの之店請人並家主五人組在方にては名主組頭等ニ尋申付不尋出候ハ、親類ハ出牢申付置候者共は過料之上永尋可申付候且又親類壹人有之親方之ものニ候ハ、右之もの共一同に尋申付於不尋ハ親類ハ 中追放 云々 徒刑

徒刑

一 牢拔出候もの

云々

但牢番人

中追放 徒刑

一 手鎖外し遣候もの

云々

七五 (五六三)

但手鎖外し候もの欠落いたし候へ、

輕追放
徒刑

御構有之ものを隠し差置候もの

追放者隱置候へ、
江戸拂

江戸拂之者を隱置候へ、
同所拂

所拂

辻番

廻り場之内にて人を切殺或ハ爲

手負候を見遁しいたし相手を不
留置番人

中追放
徒刑

廻場之内捨子又は重病人有之節

外江捨候番人

云々

但倒死有之を押し隠し取捨候ニ於てハ

江戸拂
徒刑

一 聲養子不孝不埒有之差戻候以後

外之養子致娘ニ嫁合候節先夫荷
擔人を催參娘を奪取候ニおゐて

荷擔人之内
頭取
田畑家財取上

所拂
徒刑

は

但人ニも疵付不申其上養父方之もの共託候へ、當人

重キ
徒

追放

刑

一 壹人兩判之質物を取置吟味ニ可

成品之由承質物相返シ預金證文

ニ仕直其上質帳不埒ニ致候質屋

家財取上

江戸拂
徒刑

一 煩候旅人療養も不加其上宿次ニ

送り出し候におゐてハ

旅籠屋

所拂
徒刑

一 自分より帶刀いたし罷在候百姓
町人

刀脇差共ニ取上
輕追放
徒刑

一 關所ニ可成田畑地面押隠に於ハ

名主

輕追放
徒刑

組頭

所拂
徒刑

一 年貢諸役村入用帳面等惣百姓江

不爲見並印形をも不取置におゐ

てハ

云々

但名主組頭私欲有之ニおいては名主家財取上

所拂
徒刑

云々

一 重追放

徒四年 月數ニして四十八ヶ月

一 中追放

徒三年 月數ニして三十六ヶ月

一 輕追放

徒二年半 月數ニして三十ヶ月

(朱書)

右徒刑之内是迄之輕中重追放ニ當り候者之儀舊律ニ據り候得は
田畑家屋敷家財等欠所ニ候得共左候てハ徒之年限相立舊里江歸り

候ても差當活計之道有之間數終ニは無宿もの増殖之理合且は右年

限中無辜之妻子等迄道路に迷候様成行可申憫然之次第ニも有之候
間利欲ニ拘り候罪狀其他欠所ニ可申付料は格別其餘ハ欠所被差止
候方可然哉且土地之便宜ニ寄當府おゐてハ人足寄場江差遣可申候

一 江戸拾里四方追放

徒二年 月數ニして二十四ヶ月

一 江戸拂

徒壹年半 月數ニして十八ヶ月

一 所拂

徒壹年 月數ニして十二ヶ月

右刑律ニ照考爲釣合候ケ條

一 諸商物代金受

取其品不渡外

江二重賣致し

又ハ取次可遣

品質ニ置並賣

拂或ハ金銀致

横取候者

但し先入牢申付代金又ハ商物にて成とも相濟候ニおゐてハ

拾兩以上ハ

手元ニ有之品

を與風取逃致

し候もの

金子ハ拾兩以下雜物は

代金ニ積拾兩位より以上ハ

金子ハ拾兩以下雜物は

代金ニ積拾兩位より以下ハ

入墨敲

但し先入牢申付代金又ハ商物にて成とも相濟候ニおゐてハ

拾兩以上ハ

手元ニ有之品

を與風取逃致

し候もの

代金ニ積拾兩位より以上ハ

明治初年の東京府刑法

金子ハ拾兩より以上雜物ハ
代金ニ積拾兩位より以上ハ
入墨敲

但先入牢申付取逃之品價候ニおゐてハ拾兩以上以下とも
主人願之通助命申付江戸ニ不罷在様可申渡事

使ニ爲持遣候
金子ハ拾兩より以上雜物ハ
品取逃致し候
代金ニ積拾兩位より以上ハ
死罪

金子ハ拾兩より以下雜物は
代金ニ積拾兩位より以下ハ
入墨敲

但先入牢申付取逃之品々價ニ於てハ拾兩以上以下共主人
願之通助命申付江戸ニ不罷在様可申渡事

街事之品對公儀候事か又ハ兼て
巧候事か或ハ人を誘引申合候も
贓物金壹兩以上は
死罪

但當座之かりハ手元ニ有之品を盜取候もの御仕置同前

一 廻り場之内ニ

金子ハ拾兩より以上雜物ハ
代金ニ積拾兩位より以上ハ
死罪

物等を拾ひ隠
し居候番人
金子ハ拾兩より以下雜物ハ
代金ニ積拾兩位より以下ハ
入墨敲

(朱書)
右五ヶ條は盜竊百兩以下は罪不至死との御定ニ基キ朱書之通取

置候方可然哉

一 主人重キ惡事有之由偽を申掛ケ

訴人ニ出候者

一 主人ニ爲手負候者

一 古主を殺候もの

一 同爲手負候者

親江爲手負候もの並打擲いたし候者

(朱書)

然哉

一 密夫致し實之夫ニ疵付候もの

引廻之上

獄門
死罪

(朱書) 右ケ條前書殺し候ものの際刑を梟首ニ換候ニ付ては右疵付候もの

と同等に相成釣合不宜依之朱書之通相改候哉

一 金子を添捨子を貰其子を捨候もの

引廻之上

獄門
死罪

(朱書) 右ケ條も前同様殺し候ものと同等相成候ニ付朱書之通可相改候

哉

右之通り

左之通致所置候事との御書付に仍而

強 盜

刎首

(朱書) 右江引當テ候は舊刑律之

一 盜ニ入双物ニ而人ニ疵付候もの盜物持主江取返候共獄門

(朱書) 但忍入ニハ無之候共盜可致と存人ニ疵付候者死罪

一 盜ニ入ニテ無之外之品にて人ニ疵付候もの盜物持主江相返し候

共死罪

(朱書) 一 盜可致と徒黨致し人家江押込候もの頭取獄門 同族死罪

(朱書) 一 追剝いたし候もの獄門

(朱書) 一 追落いたし候もの死罪

百兩以上竊盜

刎首

竊盜五十兩以上

徒罪

(朱書) 此徒ハ一年

同貳拾兩以上

答百

同壹兩以上

答五十

同壹兩以下

答二十

欲盜未得盜もの亦同

(朱書) 右江引當候は舊刑律之

一 家内江忍入或ハ土藏坏破り候類金高雜物之不依多少死罪

(朱書) 但晝夜ニ不限戸明き有之所又は家内ニ人無之故手元に有之輕キ

品盜取候類入墨之上重敵

(朱書) 一 盜人ノ手引いたし候もの死罪

〔資料Ⅲ〕

新律御治定迄別紙四刑各三等を以後ニ輕重を配當いたし當節

一 (朱書) 片輪もの所持之品を盜取候もの死罪

(朱書) 手元ニ有之品を風と盜取候類金子ハ十兩より以上雜物ハ代金ニ積ニ積十兩位より以上は死罪金子は十兩より以下雜物ハ代金ニ積十兩より以下は入墨敲 (本條は獨立の個條の管である) 手塚註)

(朱書) 輕き盜いたし候もの敲

一 (朱書) 一旦敲に成候上輕き盜いたし候もの入墨

一 (朱書) 途中ニて小盜致し候もの敲

一 (朱書) 橋の高欄又は武士屋敷之鐵物外し候類重敲

一 (朱書) 湯屋江參衣類差替候もの敲

一 (朱書) 家内江忍入舊惡ニ候共五度以上之度數盜いたし候者物不得取候共引廻之上死罪

(朱書) 右之通ニてメリの厚薄度數等ニ不拘金高之多少を以夫々刑典取極

梟首

死 刎首

(朱書) 右絞首ニ行ひ候ものは刎首ニ可處者之内品輕キもの並下手人抹

に引當

流 七年
三年

(朱書) 右流刑之儀も前同様所業輕重ニ仍て年限相立

明治初年の東京府刑法

徒二年

(朱書) 重追放 中追放

一年半

(朱書) 輕追放 江戸拾里四方追放

一年

(朱書) 江戸拂 所拂

右徒年限三等ニ分り居候處是迄放刑之儀六刑有之候付割朱通刑つゝ同年限ニス

右御書付之刑典ニ當テ候限朱書之通ニて相當哉且又其他

一 街事之儀ハ窃盜ニ類シ候事ニ付右ケ條ニ比准金高を以刑典輕重可取極哉

一 廻筒賽博奏 (朱書) 答五十

右舊刑は重敲ニ候得共右は敲重敲と貳段有之今般答三等被仰出候ニ付ては敲は答貳十重敲ハ答五十と取極候方哉と本之通答五十 (文か)

一 加留た博奏 (朱書) 答貳十

右舊刑ハ五十敲ニ候得共前書之趣意を以本文之通答貳十

右之通取行ひ可然哉此段相伺申候

已二月

以上

青山小三郎
小嶋時之助

七九 (五六七)

下ケ札

「本文絞首之儀ハ御新定之儀ニテ仕形舊例無之候間右取行方手
續委細承知仕度候

〔附録〕

庚午正月より同十二月晦日迄御仕置御咎濟 總人員八千八百
八十八人

内

鹽詰死體磔罪	一人
梟示	十四人
存命ニ候得は梟示	三十五人
斬罪	五十五人
存命ニ候得は斬罪	七十四人
絞罪	三人
存命ニ候得は絞罪	六人
流罪	三十二人
庶人ニ下シ徒罪	二人
同 答罪	九人
同 禁獄	一人
庶人ニ下シ候者	一人
答之上徒罪	十二人
徒罪	五百七十二人
杖罪	四人

答之上手鎖	一人
答罪	二千七百六十五人
收贖金申付候者	二人
過怠牢舎	八十七人
過料之上手鎖	五十七人
手鎖	三百十七人
謹慎	五十四人
押込	百一人
逼塞	十人
過料	二千五百六十五人
叱り	千八百七十五人
藩並主人江相當之咎申付候 様申達引渡候者	三人
寺法之通可取計旨申渡本寺 江引渡候者	八人
座法之通可取計旨申渡惣祿 (江戸百人の元 緯一平塚註) 江引渡候者	十九人
徒罪相當彈直樹(非人頭、堀内 記一平塚註) 江引渡候者	四十四人
答罪同斷	百十五人
手鎖同斷	二十三人
過料同斷	四人
叱り同斷	六人
非人手下申付候者 (朱書)	二人
三千四百九十人 (朱書)	正月より六月迄落着

(朱書)
五千三百九十八人

(朱書)
七月より十二月迄落着

附録後註 内譯の集計は、八八七九人で總人員より九人すくないが、どこに間違いがあるのか、確むべきすべがない。

後記 本稿に利用した「府治類纂」および「法令類纂」は、東京都政史料館の御厚意で閲覧、公表を許されたものである。ここに記して感謝の意を表す。

(六月十六日稿)